

平成一一年(ワ)第二一〇一七号 実用新案権侵害差止等請求事件  
(口頭弁論終結日 平成一二年一月七日)

判決  
原告 【A】  
右訴訟代理人弁護士 影山 光太郎  
同 鈴木 伸太郎  
同 市川 裕史  
同 笹倉 興基  
右補佐人弁理士 植田 茂樹  
被告 ホリ一株式会社  
右代表者代表取締役 【B】  
右訴訟代理人弁護士 猪原 英彦  
右補佐人弁理士 安藤 武

主文  
一 原告の請求をいずれも棄却する。  
二 訴訟費用は、原告の負担とする。  
事実及び理由

第一 請求

一 被告は、別紙原告物件目録記載の揺動クランプを製造、販売又は使用してはならない。

二 被告は、原告に対し、金三九一二万五〇〇〇円及びこれに対する平成一一年八月三一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

一 争いのない事実等

1 原告は、次の実用新案権（以下「本件実用新案権」といい、実用新案登録請求の範囲第1項記載の考案を「本件考案」という。また、本件実用新案権に係る明細書（甲二）を、「本件明細書」という。）を有している。

登録番号 第二一四六一〇二号  
考案の名称 揺動クランプ  
出願日 昭和六三年九月二〇日  
出願公告日 平成六年一月二二日  
登録日 平成八年一月一〇日

実用新案登録請求の範囲第1項

「 所定板材に固定される開口部を有する側面略コ字形の固定体と、固定体に揺動自在に軸着された連結体と、連結体に取り付けられて所定管材を把持する把持体とから成る揺動クランプにおいて、連結体を、把持体に取り付けられる取付板と、固定体を両側から挟装する一対の両側板とで断面略下向コ字形に形成し、連結体を揺動せしめて固定体が固定された板材に対して垂直あるいは水平に位置した際に、固定体上面あるいは側面に衝接して連結体を係合支持する支持体を前記取付板下面に設けると共に、固定体開口部の略直角を構成する上縁部及び側縁部と略一致する当接側縁部を有する略T字形の当接片を前記両側板に夫々に設け、固定体が固定された板材に対して把持体が垂直あるいは水平のいずれの位置にあっても、支持体と当接片とが同時に固定体と板材とに夫々係止することを特徴とする揺動クランプ。」

2 本件考案の構成要件は、次のとおり分説される。

(一) 所定板材に固定される開口部を有する側面略コ字形の固定体と、固定体に揺動自在に軸着された連結体と、連結体に取り付けられて所定管材を把持する把持体とから成る揺動クランプにおいて、

(二) 連結体を、把持体に取り付けられる取付板と、固定体を両側から挟装する一対の両側板とで断面略下向コ字形に形成し、

(三) 連結体を揺動せしめて固定体が固定された板材に対して垂直あるいは水平に位置した際に、固定体上面あるいは側面に衝接して連結体を係合支持する支持体を前記取付板下面に設けると共に、

(四) 固定体開口部の略直角を構成する上縁部及び側縁部と略一致する当接側縁部を有する略T字形の当接片を前記両側板に夫々に設け、

(五) 固定体が固定された板材に対して把持体が垂直或いは水平のいずれの位置にあっても、支持体と当接片とが同時に固定体と板材とに夫々係止する

(六) ことを特徴とする揺動クランプ。

3 本件明細書には、従来技術として、実開昭六一一三九七四七号公報記載の考案が掲げられているが、この考案は、側面略コ字形状を成して所定の板体を開口部に咬持する咬持具の上部に軸着され、咬持具の開口部を設けない側面と上面とで成す外周面上の範囲内で揺動する連結具の一端部に所定の管材を把持せしめる把持具を連結し、一方、咬持具が咬持した所定板体の端面又は板面に自身の外側縁を当接係止して所定板体の板面に対する連結具の固定角度を直角又は水平に固定せしめる角度調節片を連結具の他端部に形成し、連結具の角度調節片が設けられていない側縁を回動軸方向に若干延長して固定片が垂設されている揺動クランプ（別紙実開昭六一一三九七四七号公報の図面参照）である（甲二、乙四、七）。

4 被告は、揺動クランプを製造販売しているところ、この揺動クランプは、構成要件（一）、（二）及び（六）を充足する。

二 本件は、本件実用新案権を有している原告が、被告に対し、被告が製造販売使用している揺動クランプは本件考案の技術的範囲に属するから、右製造販売使用は右実用新案権の侵害であると主張して、右製造販売使用の差止め及び右侵害による損害の賠償を求める事案である。

第三 争点及びこれに関する当事者の主張

一 争点

- 1 被告の製造販売している揺動クランプの特定
- 2 被告の製造販売している揺動クランプが構成要件（三）の「支持体」を充足するか
- 3 被告の製造販売している揺動クランプが構成要件（四）を充足するか
- 4 被告の製造販売している揺動クランプが構成要件（五）を充足するか
- 5 被告の製造販売している揺動クランプが、本件考案と均等か
- 6 本件考案が無効か否か
- 7 損害の発生及び額
- 8 消滅時効の成否

二 争点に対する当事者の主張

1 争点1について

（原告の主張）

被告の製造販売している揺動クランプは、別紙原告物件目録記載のとおり特定される。

（被告の主張）

原告の右主張は否認する。

2 争点2について

（原告の主張）

（一）本件実用新案登録請求の範囲第1項において、「支持体」は、「取付板下面に設ける」ものとされているだけで、取付板の下面の中央部に設けるのか端部に設けるのかについては何ら限定されておらず、その個数についても限定がない。また、支持体が取付板と別部材でなければならないとも示されていない。

被告の製造販売している揺動クランプの固定片対応部材14は、取付板の下面に設けられているから、「支持体」を充足する。

（二）本件明細書中の「従来の揺動クランプにおいて、連結具を垂設して形成した固定片により支持する構造に比べて支持強度が格段に向上することとなった。」（7欄三～ないし三四行）との記載は、当接片との協働関係によって係合支持する構造である「支持体」が、このような協働関係をもたず単独で係合支持を行う固定片で荷重を支持していた従来技術との比較において、支持強度が格段に向上したとの記載であり、「支持体」のみによる本件考案の効果を述べているものではない。このことは、右記載が、固定片により支持する「構造」と比べて支持強度が格段に向上すると明記していること、右箇所は、「また」という接続詞で、当接片を用いた構成についての記載を受けていることから明らかである。

本件明細書中の「揺動する連結体の固定体への支持強度が強く」（4欄八～ないし九行）との記載も、「連結体」は、取付板と両側板の双方からなること及び荷重の分散支持により全体の支持強度の強化を図るといふ本件考案の目的に照らすと、支持体と当接片の協働によって荷重が分散し、支持体の固定体への負荷も減ぜられ、連結体全体（構造）としての支持強度が上がったことを、端的に示すものと解すべきである。

本件明細書における従来の揺動クランプに関する「固定片にかかる荷重により固

定片が変形する等強度上に問題があった。」（3欄三九ないし四〇行）との記載も、角度調節片が支持を行わない場合の固定片の変形による強度上の問題点を述べたにとどまり、固定片自体の支持強度をさらに強化しなければならないことなどは、何ら問題とされていない。

本件明細書の記載は、本件実用新案登録請求の範囲第2項の考案と本件考案に共通して適用される場所、右第2項における考案、すなわち、支持体を、固定体の上面及び側面に計二個設ける実施方法と、被告が製造販売している揺動クランプは、取付板、支持体、固定体の位置関係が類似し、これらの係合の機構が同一である。

本件明細書に、固定片対応部材のような実施方法が、実施例として挙げられていないのは、右部材が従来技術の固定片と同じであるから、そのような実施方法であれば当業者が容易に実施できるものであったからにすぎない。

以上によると、本件明細書において、当接片との協働関係をもたず単独で係合支持を行う「従来の固定片により支持する構造」は問題とされているが、固定片そのものの構造は問題とされておらず、本件明細書の記載によって、固定片対応部材が「支持体」に含まれないと解することはできない。

(三) 原告が出願課程において提出した意見書は、単に本件考案の要旨を釈明したものにとどまらず、手続補正書による明細書の補正によっても本件考案の要旨及び技術的範囲に何らの変更はない。また、右のとおり、本件明細書の記載から固定片対応部材14が「支持体」に含まれることが明らかである以上、原告が出願過程において提出した意見書や手続補正書の記載をもって、これと異なる解釈をすることはできない。

(被告の主張)

(一) 構成要件(三)の「前記取付板下面に設ける」とは、取付板と支持板が別部材で、支持体が取付板の長さ方向途中部分に配置されていなければならないというべきである。したがって、被告の製造販売している揺動クランプの固定片は、構造及び形状上、「取付板下面に設ける」とはいえない。

(二) 被告の製造販売している揺動クランプは、前記第二の一三記載の従来技術の固定片を用いている。

本件明細書の「考案の効果」の欄における「支持体14により強固に係合支持されることとなり、従来の揺動クランプにおいて、連結具を垂設して形成した固定片により支持する構造に比べて支持強度が格段に向上することとなった。」（7欄二九ないし三四行）との記載は、支持体により強固に係合支持されるという効果が、従来技術の固定片との比較で記載されているのであるから、右記載は、単独の部材としての支持体の効果を記載したものである。

荷重を分散支持することによる効果の記載は、右記載の前の段落に記載されているが、前の段落とは、改行され別の段落になっていることから、右記載を前の段落の記載と一連のものとはみることができない。

このように、右記載が単独の部材としての支持体の効果を記載したものである以上、右記載から「支持体」には、従来技術の固定片は含まれないと解釈すべきである。

(三) 本件明細書には、把持体が揺動するいずれの方向にあっても同じ支持強度で支持固定することが記載されているが、「支持体」に従来技術の固定片を含むとすると、「支持体」は、把持体が揺動する方向によって異なる二個となるから、右の本件考案の作用、効果の記載と矛盾が生じる。

(四) 本件考案の出願前に、把持体からの荷重を二点で支持し、荷重の分散を図る揺動クランプが公知であったことからすると、本件考案の技術的範囲は、本件明細書に開示された実施例に限定されるべきである。そうすると、「支持体」とは、実施例に開示された「把持体20を取り付けるための取付ボルト26が螺合する雌ねじ部が設けられたナット」と解釈すべきであるから、「支持体」に従来技術の固定片は含まれない。

3 争点3について

(原告の主張)

被告の製造販売している揺動クランプには、略T字形の当接片16が両側板12に設けられており、連結体10が板材Sに対して垂直に位置した場合、固定体開口部の上縁部2a及び側縁部2bと当接側縁部15は略一致している。

右揺動クランプは、連結体10が板材Sに対して水平に位置した場合、固定体開口部の上縁部2a及び側縁部2bと当接側縁部15は略一致している。仮に、右の場合にお

いて、固定体開口部の側縁部2bと当接側縁部15の位置にわずかな差異が見られたとしても、実際に加重のかかる状態では右差異は消滅するし、使用により固定体1が摩耗することによっても右差異は消滅する。

また、仮に、右差異があったとしても、右揺動クランプは、①角度位置決めが容易、②支持強度が強く安定、③「支持体」にかかる過大な荷重が防げるという本件考案の作用効果を生じるから、「略一致」を充足する。

したがって、右揺動クランプは、構成要件(四)を充足する。

(被告の主張)

(一) 被告の製造販売している揺動クランプは、固定体が固定された板体に対して把持体が水平の位置にあった場合は、固定体開口部の側縁部2bが当接側縁部15よりも板体の側に存するので、当接片の当接側縁部と板体の間に隙間があるところ、右隙間は、右揺動クランプに荷重がかかっても消滅しない程度のものであるし、使用によって固定体1が摩耗し消滅することもない。

したがって、右揺動クランプは、構成要件(四)の「略一致」を充足しない。

(二) 右構成要件の「略T字形状の当接片を前記両側板に夫々に設け、」との文言や、構成要件(二)の「固定体を両側から挟装する一対の両側板」との文言からすると、本件考案の当接片は、固定体の両側に位置する当接片のいずれもが板体に当接して位置決め機能を発揮するものと解すべきである。

しかるに、被告の製造販売している揺動クランプは、右の意味での両方の当接片が同時にH形鋼に当接しないから、右構成要件を充足しない。

#### 4 争点4について

(原告の主張)

被告の製造販売している揺動クランプは、本件考案の技術思想や特徴的な作用効果に照らすと、構成要件(五)を充足しているといえる。また、仮に当接片16と板材Sとの間に隙間があったとしても、その使用状態においては、荷重による右隙間の消滅又は固定体1の摩耗による右隙間の消滅によって、固定片対応部材14と当接片16が同時に固定体1と板材Sにそれぞれ係止するから、右構成要件を充足する。

(被告の主張)

原告の右主張は争う。

#### 5 争点5について

(原告の主張)

(一) 本件考案の本質的部分は、従来技術の角度調節片に代えて略T字形状の当接片を導入したことで、支持強度を高め、固定片の変形も防ぎ、角度位置決めを容易にした点である。

本件考案の「支持体」は、従来技術にもある部材であり、考案思想の観点からは、当接片に比し、本件考案の本質的部分とは言い難い。

(二) 本件考案の「支持体」を、被告の製造販売している揺動クランプの固定片対応部材に置き換えた場合も、固定体、板材への荷重の伝わり方に差異がなく、本件考案の目的を達することができ、本件考案と同一の作用効果を有する。

(三) 固定片対応部材と同一形状のものは、従来技術においても用いられているから、「支持体」を固定片に置き換えることは、当業者が容易に想到できる。

(四) 被告の製造販売している揺動クランプは、荷重を分散し、角度位置決めを容易にする当接片を有しているが、従来このような当接片を有する揺動クランプはないから、右揺動クランプは、本件考案の出願時における公知技術と同一でなく、当業者が右出願時に公知技術から容易に推考できたものともいえない。

(五) 本件実用新案権の出願過程において、「固定片」を用いた揺動クランプが本件考案から意識的に除外されたとはいえない。

(被告の主張)

(一) 本件考案の最大の技術的特徴は、荷重の分散支持であるが、当接片をT字型にただけでは、右効果は達成されず、「支持体」が右効果を達成するための必須要件となっている。

このように、「支持体」は、本件考案の重要な構成要件であり、本質的部分ではないとはいえない。

(二) 本件明細書の「従来の揺動クランプにおいて、連結具を垂設して形成した固定片により支持する構造に比べて支持強度が格段に向上することとなった。」(7欄三ーないし三四行)との記載によると、被告の製造販売している揺動クランプの連結具を垂設して形成した固定片は、本件考案の「支持体」から意識的に除外されている。

## 6 争点6について

(被告の主張)

本件考案は、出願当時の公知技術を組み合わせることで当業者が極めて容易に考案できたものであるから、その実用新案登録は無効である。

(原告の主張)

被告の右主張は争う。

## 7 争点7について

(原告の主張)

(一) 被告は、遅くとも平成二年一〇月ころから、別紙原告物件目録記載の揺動クランプの製造、販売、使用を開始し、年間に少なくとも約一八万個、これまでに合計一三五万個以上を製造販売したところ、右製品の販売単価は五五〇円以上であるから、現在までに七億四二五〇万円以上の売上げがあった。そして、その実施料率は五パーセントとするのが相当であるから、右売上額に右実施料率を乗じた三七一二万五〇〇〇円が原告の損害額となる。

(二) 原告が本件に関して要した弁護士費用及び弁理士費用は、二〇〇万円以上である。

(被告の主張)

原告の右主張は争う。

## 8 争点8について

(被告の主張)

原告の本件損害賠償に関する内容証明郵便が被告に到達したのは平成一一年八月三十一日であるから、平成八年八月三〇日以前の損害についての損害賠償請求権は、時効により消滅した。

被告は右時効を援用する。

(原告の主張)

被告の右主張は争う。

## 第四 当裁判所の判断

### 一 争点1について

証拠(検甲一)と弁論の全趣旨によると、被告の製造販売している揺動クランプは、別紙物件目録記載のとおりであると認められる(以下、右目録記載の揺動クランプを「被告製品」という。)

### 二 争点2について

1 証拠(甲二)によると、本件明細書の考案の詳細な説明に、以下の記載があることが認められる。

(一) 揺動クランプにおいては、従来から、角度維持のための支持強度の強化が望まれていたが、従来の揺動クランプには、把持具の全荷重が一点に集中する固定片や角度調節片に変形が生じ易いという強度上の問題があった(3欄九及び一〇行、4欄三及び四行)。

(二) 本件考案の目的は、①「把持体が揺動する方向のいずれにあっても同じ支持強度で支持固定することができ、把持体からの全荷重を分散して支持することが可能」(4欄六ないし八行)で、②「揺動する連結体の固定体への支持強度が強」(4欄八及び九行)く、③「固定体が固定される板材に対する連結体の垂直あるいは水平となる角度位置決めが極めて容易で取扱いが簡単」(4欄九ないし一一行)な揺動クランプを提供することであり、本件考案の効果は、I「把持体20が揺動する方向のいずれにあっても同じ支持強度で支持固定することができ、把持体20からの全荷重を分散して支持することが可能になった」(7欄二六及び二七行)、II「把持体20が把持する管材Pによる荷重が、支持体14により強固に係合支持されることとなり、従来の揺動クランプにおいて、連結具を垂設して形成した固定片により支持する構造に比べて支持強度が格段に向上することとなった」(7欄三〇ないし三四行)、III角度位置決めが簡単で取扱いが極めて容易になったこと(7欄四四行ないし8欄八行)等である。

2 本件考案は、右1(二)②のとおり、連結体の固定体への支持強度、すなわち、連結体の固定体に対する支持強度の向上を目的としているが、右目的を達成するには、従来の固定片よりも支持強度の強い部材又は構成部分を取付板と固定体の間に取り付けなければならないというべきである。

また、右1(二)IないしIIIの記載は、右1(二)①ないし③の記載に対応していると認められるから、右1(二)IIは、右1(二)②の記載に対応して、取付板と固定体の間に用いる部材又は構成部分について記載したものと解するのが自然であり、右

1(二)Ⅱの「連結具を垂設して形成した固定片により支持する構造に比べて支持強度が格段に向上することとなった。」との記載は、取付板と固定体の間に用いる部材又は構成部分は、従来の固定片よりも支持強度が向上していなければならないことを記載したものと認められる。

原告は、右1(二)Ⅱの記載は、取付板と固定体の間に用いる部材又は構成部分の支持強度による効果ではなく、把持体の荷重を支持体と連結片で分散支持したことによる効果を記載したものと主張するが、そうであれば、右1(二)Ⅰの記載と別個に右1(二)Ⅱの記載をする必要や、右1(二)Ⅱの記載を、「また」と、段落を分けて記載する必要はない。また、右1(二)Ⅱの記載は、「連結具を垂設して形成した固定片」というように、従来技術における、取付板と固定体の間に用いる部材又は構成部分について具体的に記載しているから、これを、右部材又は構成部分そのもの以外に関する記載と解するのは不自然である。したがって、右主張は採用することができない。

3 以上の事実及び本件実用新案請求の範囲第1項の記載によると、本件考案は、ア「略T形状の当接片」を連結体に設けることで荷重を分散支持する、イ従来技術の固定片に替えて「支持体」を用いることで、連結体の固定体に対する支持強度を向上させるという二つの作用によって、支持強度が弱いという従来の揺動クランプの問題点を解決したものと認められるから、構成要件(三)の「支持体」には、従来技術の固定片は含まれないと解するのが相当である。

4 前記一認定のとおり、被告製品の構成部分14a及び14bは、取付板11の両端部を折り曲げて形成したものであるから、右構成部分が、従来技術の固定片に比べてそれ自体の支持強度が向上したとは認められない。

したがって、右構成部分は、「支持体」に当たらない。

また、他に、被告製品に「支持体」に該当する部材又は構成部分があると認めるに足りる証拠はない。

5 原告は、被告の製造販売している揺動クランプは、本件実用新案請求の範囲第2項の考案と構造的に共通しているところ、本件明細書の右各記載は、右考案にも共通する記載であるから、右記載を根拠に、右揺動クランプが本件考案の技術的範囲に属しないと解することはできない旨主張するが、右考案は、右揺動クランプと異なり、固定片を用いていないから、右考案と右揺動クランプが構造的に共通しているとはいえず、したがって、原告の右主張は、採用することができない。

6 以上によると、被告製品は、本件考案の構成要件(三)の「支持体」を充足しない。

### 三 争点5について

均等が成立するためには、本件実用新案登録請求の範囲第1項に記載された構成中の被告製品と異なる部分が考案の本質的部分ではないことを要するが、右にいう考案の本質的部分とは、本件実用新案登録請求の範囲に記載された考案の構成のうちで、本件考案特有の課題解決手段を基礎付ける特徴的な部分、言い換えれば、右部分が他の構成に置き換えられるならば、全体として本件考案の技術的思想とは別個のものと評価されるような部分をいうものと解するのが相当である。

前記二三のとおり、本件考案は、ア「略T形状の当接片」を連結体に設けることで荷重を分散支持する、イ固定片に替えて「支持体」を用いることで、連結体の固定体に対する支持強度を向上させるという二つの作用によって、支持強度が弱いという従来の揺動クランプの問題点を解決したものと認められ、右の点が本件考案の技術的思想の中核をなす特徴的部分、すなわち本質的部分というべきである。

そうすると、本件考案における「支持体」を用いず、従来技術の固定片に相当する構成部分14a及び14bを用いることは、本件考案と同一の解決原理に属するものということとはできず、本件考案とは本質的部分について相違するというべきである。したがって、被告製品について、均等の成立を認めることはできない。

四 よって、原告の本訴請求は、理由がないから、これをいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第四七部

裁判長裁判官 森 義 之

裁判官 岡 口 基 一

別紙原告物件目録

一 図面

第一図は、揺動クランプの外観斜視図、  
第二図は、第一図の揺動クランプの連結体と把持体を九〇度反時計方向に回転した状態を示す同クランプの外観斜視図、  
第三図は第一図の縦断面図、  
第四図は第二図の縦断面図である。

二 構造

1 所定板材Sに固定される開口部2を有する側面略コ字形の固定体1と、固定体1に揺動自在に軸着された連結体10と、連結体10に取り付けられて所定管材Pを把持する把持体20とから成る揺動クランプである。

2 連結体10を、把持体20が取り付けられる取付板11と、固定体1を両側から挟装する一对の両側板12とで断面略下向コ字形に形成してある。

3 連結体10を揺動せしめて固定体1が固定された板材Sに対して垂直或いは水平に位置した際に、固定体1上面或いは側面に衝接して連結体10を係合支持する固定片対応部材14を前記取付板11下面に設けてある。

4 固定体1の開口部2の略直角を構成する上縁部2a及び側縁部2bと略一致する当接側縁部15を有する略T字形の当接片16を前記両側板12にそれぞれに設けてある。

5 固定体1が固定された板材Sに対して把持体20が垂直あるいは水平のいずれの位置にあっても、固定片対応部材14と当接片16とが同時に固定体1と板材Sにそれぞれ係止する。

注 把持体20が取付板11に固定して取り付けられるタイプと回転自在に取り付けられるタイプがある。

第1図第2図第3図第4図

別紙物件目録

一 図面

第一図は、揺動クランプの外観斜視図、  
第二図は、第一図の揺動クランプの連結体と把持体を九〇度反時計方向に回転した状態を示す同クランプの外観斜視図、

二 構成

1 所定板材Sに固定される開口部2を有する側面略コ字形の固定体1と、固定体1に揺動自在に軸着された連結体10と、連結体10に取り付けられて所定管材Pを把持する把持体20とから成る揺動クランプで、

2 連結体10を、把持体20が取り付けられる取付板11と、固定体1を両側から挟装する一对の両側板12とで断面略下向コ字形に形成し、

3 連結体10を揺動せしめて固定体1が固定された板材Sに対して垂直に位置した際に、固定体1上面に衝接して連結体10を係合支持する構成部分14aを前記取付板11の一端部に折り曲げて形成すると共に、連結体10を揺動せしめて固定体1が固定された板材Sに対して水平に位置した際に、固定体1側面に衝接して連結体10を係合支持する構成部分14bを前記取付板11の他端部に折り曲げて形成し、

4 略T字形の当接片16を両側板12にそれぞれ設けた

5 揺動クランプ

第1図第2図